

3 東京一極集中の是正

(2) 企業等の地方移転の促進

国への提案事項

国において企業の地方拠点強化に向けた目標（2020年までの5年間で7500件増加）を掲げているが、国の優遇制度を活用した企業の東京圏から地方への移転は全国で25件（平成31年1月末時点）と進んでいないため、東京一極集中の是正に向け、より効果的な施策を進めること

1 移転促進に向けたKPI（重要業績評価指標）の設定

- 地方拠点強化に係るKPIだけでなく、企業の本社機能や研究開発拠点等の東京圏から地方への移転について、KPIを設定すること

2 地方移転を促進するインセンティブの構築

- 集中移転期間を設定の上、東京圏から地方に本社を移転した企業に対する国独自の移転促進交付金(仮称)制度を創設すること
- 企業全体の雇用増ではなく地方の雇用増に着目した本社機能の移転に対する地方拠点強化税制の更なる拡充を図ること
- 東京圏から地方に移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度を創設すること

【提案先省庁：内閣府，厚生労働省】

3 東京一極集中の是正 (2) 企業等の地方移転の促進

現状

- 人・モノの東京への過度の集中
 - ・ 全国の事業所の約25%が東京圏に所在
 - ・ 東京圏(東京, 埼玉, 千葉, 神奈川)への本社移転は2011年以降8年連続転入超過
- 企業ニーズと施策のアンマッチ
 - ・ 間接部門を主とする本社機能の社員数は減少傾向であるが, 制度は法人全体の雇用増を求めている
 - ・ 地方移転による固定経費削減もメリットだが, 収益の少ない企業にとって, 現行の減税策はインセンティブとなっていない

課題

- 東京一極集中は日本全体の構造的課題であり, 国が自ら率先し, 企業の東京圏から地方への移転促進に係る具体的なKPIを掲げ, 成果を挙げていく必要がある。
- 地方移転によるデメリットを上回るメリットを企業が感じ, より多くの企業が地方への移転を行うため, 現行の減税策以外の支援制度を設ける必要がある。

国の取組状況等

【企業の地方拠点機能強化に係るKPI】 ⇒ ① 地方拠点強化件数: 2020年までの5年間で7,500件増加
② 地方拠点における雇用者数: 4万人増加

【地方拠点強化税制】

平成31年度税制改正

- ・ 税制改正なし

平成30年度税制改正内容

①制度全体の拡充(主なもの)

- ・ 単年度における雇用者数に係る要件緩和 5人(中小2人)以上増加[法人全体] ⇒ 2人以上増加[地方拠点]
※ただし, 雇用促進税制の適用に係る上限人数は, 法人全体の雇用者数で変更なし
- ・ 支援対象施設の拡充 本社機能(事務所, 研究所, 研修所)のみ ⇒ 工場内にある一定の研究開発施設等

②移転型事業の拡充(主なもの)

- ・ 対象区域の拡大 道府県内の一部に限定 ⇒ 対象区域の限定を廃止